

休暇・休業一覧

休暇制度	有給・無給	期間
1.年次有給休暇	有給	1の年において20日の範囲内の期間
2.公民権行使		必要と認められる期間
3.官公署出頭		必要と認められる期間
4.現住居の滅失等		連続7日の範囲内の期間
5.出勤困難		必要と認められる期間
6.退勤途上		必要と認められる期間
7.忌引		必要と認められる連続する期間（6ヶ月以上の任期又は6ヶ月以上勤務している者が対象）
8.結婚		連続5日の範囲内の期間
9.夏季休暇		6月から10月までの期間内に原則として連続する3日の範囲内の期間
10.子の看護（中学校就学前）		5日以内（子が2人の場合は10日以内）
11.生理日の就業困難		必要と認められる3日の範囲内の期間
12.妊婦の補食		必要と認められる時間
13.妊産婦の健康診査及び保健指導		必要と認められる期間
14.妊娠中の通勤緩和		勤務時間の始めまたは終わりにつき、1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
15.産前		6週間（多胎妊娠の場合は14週間）予定日以後出産の日までの期間
16.産後		出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
17.妻の出産休暇		3日以内
18.育児参加のための休暇		妻が出産する場合で出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間の5日以内
19.私傷病		週5日勤務の場合10日（6か月以上の任期又は6か月以上勤務している者が対象）
20.育児時間	無給	1日2回各30分以内（生後1歳に達しない子の保育）
21.短期介護		5日以内（1年度、要介護者が2人以上の場合は10日）
22.介護休暇		3回を超えず、通算93日以内（指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過するまでに任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない者が対象）
23.介護時間		連続3年の期間内において1日2時間以内（1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日がある者が対象）
24.妊産疾病		必要と認められる期間
25.公務上の傷病		必要と認められる期間
26.骨髄等ドナー		必要と認められる期間
27.育児休業		子が1歳6ヵ月に達する日まで（1年以上継続勤務及び、子が1歳6ヶ月に達する日以後も引き続き任用される可能性がある者が対象）